

3. 鉄筋コンクリート造住宅（共同住宅）における基本構造部分等に係る仕様変更

(1) 都市再生機構工事共通仕様書等の仕様変更の見方

この仕様変更は、都市基盤整備公団の工事共通仕様書について昭和30年度の制定から平成12年度まで、平成16年度以降は都市再生機構への組織変更とともに使用することとなった住宅事業者等連絡協議会の公共住宅建設工事共通仕様書の各改定時における基本構造部分等の「構造の安定性・耐久性・防水性」に係る仕様の変更を示したものである。

なお、当該仕様については都市再生機構住宅における標準的な仕様であり、当時の建物全てに適用されるものではない。下記にこの変更の見方の例図を示す。

年度		昭和60年代		平成年代	
		昭和60年(1984)	昭和63年(1987)	平成3年(1991)	
躯体工事	躯体寸法	階高	※S44:2600mm	※S44:2600mm	
		壁厚	※S55年:150mm(戸塙壁)	※S55年:150mm(戸塙壁)	〔変更〕 ※:2650mm
		床厚	※S55:130mm~150mm	※S55:130mm~150mm	※S55:130mm~150mm
鉄筋工事	材料	■異形鉄筋 ・JIS G 3112(鉄筋コンクリート用鉄筋)により、種別は特記 〔変更〕 ■丸鋼 ・JIS G 3112(鉄筋コンクリート用鉄筋)のSR235又はJIS G 3117(鉄筋コンクリート用再生鉄筋)のSRR235による	■異形鉄筋 ・JIS G 3112(鉄筋コンクリート用鉄筋)により、種別は特記 ■丸鋼 ・JIS G 3112(鉄筋コンクリート用鉄筋)のSR235又はJIS G 3117(鉄筋コンクリート用再生鉄筋)のSRR235による	■異形鉄筋 ・JIS G 3112(鉄筋コンクリート用鉄筋)により、種別は特記 ■丸鋼 ・JIS G 3112(鉄筋コンクリート用鉄筋)のSR235又はJIS G 3117(鉄筋コンクリート用再生鉄筋)のSRR235による	
		かぶり厚さ	〔変更〕 ■鉄筋のかぶり厚さ 床・非耐力壁:30mm 柱・梁・耐力壁: 仕上あり:30mm 仕上なし:40mm(屋内は30mm) (仕上:コンクリート躯体にモルタル、タイル張り、その他これに類する耐久性上有効な仕上)	■鉄筋のかぶり厚さ 床・非耐力壁:30mm 柱・梁・耐力壁: 仕上あり:30mm 仕上なし:40mm(屋内は30mm) (仕上:コンクリート躯体にモルタル、タイル張り、その他これに類する耐久性上有効な仕上)	■鉄筋のかぶり厚さ 床・非耐力壁:30mm 柱・梁・耐力壁: 仕上あり:30mm 仕上なし:40mm(屋内は30mm) (仕上:コンクリート躯体にモルタル、タイル張り、その他これに類する耐久性上有効な仕上)
		ガス圧接	■ガス圧接の適用範囲 ・手動ガス圧接	■ガス圧接の適用範囲 ・手動ガス圧接	〔変更〕 ■ガス圧接の適用範囲 ・手動ガス圧接 ・自動ガス圧接は特記による
機械式継手及び溶接継手		※6	該当なし	〔追加〕 ■特殊な鉄筋継手 ・建設大臣認定(昭58住指発279付記-2の「鉄筋継手性能判定基準」)を受けた鉄筋継手に適用 ・特殊な鉄筋継手の種別及び施工箇所は、特記 ・検査方法及び判定基準は、特記	

- ※1 → 仕様書の改訂年度等を示している(仕様書の改訂は概ね3年毎に実施)。なお、当該仕様書は改訂が行われた時期以降に適用されるものである。
- ※2 → 大分類(平成12年度版都市再生機構工事共通仕様書及び平成25年度版公共住宅建設工事共通仕様書における工事種別を標準に分類している。「躯体工事、防水工事、仕上工事、設備配管工事」)
- ※3 → 中分類(大分類の工事種別について、更に詳細な工事種別等別に分類している。)
- ※4 → 小分類(中項目の工事種別について、各部位・工法別に分類している。)
- ※5 → 前年度と同じ仕様の場合は「→」で表記している。但し、前年度の仕様から一部追加等がある場合は、〔追加〕〔変更〕又は〔削除〕を表記し、その内容を記載している。
- ※6 → 「該当なし」の欄は、その年度当時に該当する仕様についての記載がないことを示している。なお、当初は仕様記載されていないが後に記載されるようになった場合、当初は仕様記載されていたが後にそ

の仕様が削除された場合がある。

※7→ セル内に記載している事項は、各基本構造部分等の「標準仕様」を示している。

※8→ セル内で※印が記されている事項は、その部位・工法について都市再生機構が定めている「性能水準」を示しているものである。また、文頭の数字はその性能の適用年度を示している。